令和３年度介護サービス事業所に対する実地指導の結果について

1. 実地指導の実施状況

　令和３年度の実地指導実施状況については次の通りです。

|  |  |
| --- | --- |
| サービス種別 | 実施数 |
| 通所介護 | １ |
| 地域密着型通所介護 | １ |
| 福祉用具貸与 | １ |
| 居宅介護支援 | ３ |

1. 主な指摘事項

令和３年度の実地指導における文書指摘の主な具体的事例は、以下の通りです。

|  |
| --- |
| **運営規程の概要等、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。****（条例第25条、解釈通知第2の3(17)）** |
| 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。 |
| **利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格等を確認していない事例があった。****（省令第37条準用（第3条の10第1項）、条例第112条準用(第15条)）** |
| 利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しなければならない。 |
| **福祉用具貸与を利用する必要性について、検討された記録が無いものがあった。****（条例第111号第256条第1項）** |
| 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的な指定福祉用具貸与の内容等を記載した福祉用具貸与計画（以下「福祉用具貸与計画」という。）を作成しなければならない。 |
| **内容について説明を行い、利用者の同意を得るのが遅い事例があった。****（条例第111号第256条第3項）** |
| 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成にあたっては、当該福祉用具貸与計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。 |
| **サービス担当者会議等に出席しているか確認できず、利用者の心身の状況を把握しているか確認できない。****（省令第23条）** |
| 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 |

**条例：**羽村市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成30年3月27日条例第13号）

**条例111号：**東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第111号）

**解釈通知：**指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日平11老企第22号）

**省令：**指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生省令第34号）